

平成 26 年 4 月 1 日  
国住街第 1 6 9 号

## 災害時拠点強靱化緊急促進事業補助金申請等要領

国土交通省住宅局長通知

災害時拠点強靱化緊急促進事業に係る国の補助金の交付等に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）、災害時拠点強靱化緊急促進事業制度要綱（平成 26 年 4 月 1 日国住街第 165 号）及び災害時拠点強靱化緊急促進事業補助金交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日国住街第 166 号。以下「交付要綱」という。）に定める関係法令及び関係通知によるほか、下記により取り扱うこととしたので通知する。

### 記

#### 第 1 補助事業の完了予定期日の変更について

- 1 補助事業が予定の期間内に完了しないため、補助事業完了予定期日（以下「完了予定期日」という。）を変更しようとする場合は、交付の申請をした国土交通大臣又は地方整備局長等に報告するものとする。ただし、補助金の繰越を伴わない場合であり、かつ変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日（補助金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日とする。）後 6 箇月以内である場合は、この限りでない。
- 2 完了予定期日の変更を報告しようとする補助事業者は「補助事業の完了予定期日報告書」を交付要綱第 4 の補助金交付の申請の手続きに準じて国土交通大臣又は地方整備局長等に提出すること。この場合、市町村（指定都市を除く。）が施行する事業にあっては、所管都道府県知事の審査を経ること。
- 3 前号にかかわらず、完了予定期日の変更が補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更に伴う場合は、補助金の交付決定の変更の申請に含めて行うこと。

#### 第 2 申請書等の様式について

災害時拠点強靱化緊急促進事業に係る書類の様式は、別表第 1 によるものとする。

#### 第 3 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- 1 補助事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、様式第 22 による消費税額の確定に伴う報告書を速やかに大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があったときには、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

#### 第 4 補助事業事務の標準処理期間

- 1 補助金等交付申請書の受理後、交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は 30 日とする。

- 2 都道府県知事において、補助金等交付申請書の受理後、地方整備局長等に提出するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

附則

1 施行期日

この要領は、平成26年4月1日より施行する。

別表第1

書類	様式
補助金交付申請書	様式第1
工事設計書及び変更工事設計書	様式第2
補助事業費財源表	様式第3
補助金交付申請報告書	様式第4
補助金交付申請進達書	様式第5
補助金交付決定変更申請書	様式第6
補助金交付決定変更申請報告書	様式第7
補助金交付決定変更申請進達書	様式第8
指導監督事務費補助交付申請書	様式第9
指導監督事務費補助交付申請進達書	様式第10
指導監督事務費補助交付決定変更申請書	様式第11
指導監督事務費補助交付決定変更申請進達書	様式第12
補助金交付決定取消申請書	様式第13
補助金交付決定取消申請報告書	様式第14
補助金交付決定取消申請進達書	様式第15
補助事業の完了予定期日変更報告書	様式第16
補助事業の完了予定期日変更報告に係る報告書	様式第17
補助事業の完了予定期日変更報告進達書	様式第18
全体設計（変更）承認申請書	様式第19
完了実績報告書	様式第20
年度終了実績報告書	様式第21
補助金確定通知書	様式第22
是正命令書	様式第23
補助金返還命令書	様式第24
額の確定通知	様式第25
債権発生通知書	様式第26
残存物件継続使用承認申請書	様式第27
残存物件継続使用承認申請報告書	様式第28
残存物件継続使用承認申請進達書	様式第29
残存物件台帳	様式第30